

議案第21号

鹿屋市報酬及び費用弁償条例の一部改正について

鹿屋市報酬及び費用弁償条例の一部を次のように改正する。

令和4年2月24日提出

鹿屋市長 中西 茂

鹿屋市報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例

鹿屋市報酬及び費用弁償条例（平成18年鹿屋市条例第49号）の一部を次のように改正する。

別表予防接種健康被害調査委員の項を次のように改める。

| | | |
|----------------------------------|----|---------|
| 予防接種健康被害調査委員会委員 (医師会の代表者) | 日額 | 15,000円 |
| 予防接種健康被害調査委員会委員 (知事が推薦する専門医師) | 日額 | 20,000円 |

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(提案理由)

鹿屋市予防接種健康被害調査委員会委員の報酬の額の見直しを行いたいので、本案を提出するものである。